

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）5月 24日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

看護師等養成修学資金貸付金債権回収委託業務

(2) 業務の目的及び内容

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年12月28日条例第84号）、北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年7月30日条例第19号）、及び北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例（令和3年3月31日条例第4号）に基づく「看護職員養成修学資金貸付金」の貸付を受け、その償還金未収である者に対する回収業務に関し、民間の債権回収業者に委託することにより収納額の向上を図り、貸付制度の適正な運営に期するため、看護職員養成修学資金貸付金の未収金の回収業務を委託する。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日まで

(4) 委託料

回収した債権の一定割合を支払う成功報酬制とする。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 債権管理回収行に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）に規定する法務大臣債権管理回収業の許可及び同法に規定する集金代行業務の兼業承認を受けていること。

(2) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(3) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は支店等を有する者であること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は支店等を有する者をその構成員に含むこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

ク コンソーシアムの構成員が単体法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出書類 参加表明書、添付書類

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和5年(2023年)6月7日(水)17時必着

エ 提出場所 9に同じ

オ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和5年(2023年)5月24日(水)から令和5年(2023年)6月21日

(2) 交付方法及び場所

ア ホームページからのダウンロード(北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/soukatsu/newindex/knggroup.html>

イ 直接交付

交付場所は9に同じ

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出書類 企画提案書、添付書類

(2) 提出部数 6部(提案者名は1部のみ記載し、残り5部には提案者名を記載しないこと)

(3) 提出期限 令和5年(2023年)6月21日(水)17時必着

(4) 提出場所 9に同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

審査会を設置し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 連絡先 011-231-4111(内線25-360)

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案指示書による。